

令和6年度第1回武蔵野市情報公開・個人情報保護審議会 会議要録

日 時：令和6年7月4日（木） 午後6時30分から8時45分まで
場 所：市役所西棟 811会議室
出席委員：6人
傍 聴 者：2人

会議内容の要点

次のとおり（ただし、議事の概要を記載した要点筆記とする。）

1 議事

(1) 令和5年度第5回武蔵野市情報公開・個人情報保護審議会会議要録（案）について

〔事務局が作成した原案のとおり確定することとした。〕

(2) 令和5年度の開示等状況について（令和6年1月～3月分及び令和5年度分）

〔事務局より、令和6年1月から3月までの分及び令和5年度全体の行政文書の開示等の状況について、資料に基づき、請求件数、請求に対する決定区分ごとの決定件数及び開示決定期限の延長を行った開示請求について説明を行った。その後、次のとおり質問があった。〕

【会 長】 特例延長が2件あったことが特筆すべき事項かと思いますが、令和4年度において特例延長はありましたか。

【事 務 局】 令和4年度においては、特例延長はありませんでした。通常は、特例延長自体を行うことはなく、延長があったとしても原則60日以内に決定をすることとしています。

【会 長】 特例延長について以前に説明があり、膨大な文書量がある場合等に行うこととなることは理解しているところです。

【事 務 局】 特例延長があったもののうち、1件については、過去10年分のまちづくり条例に基づく開発事業に関連して事業者が住民説明会において配付している資料等が対象となる開示請求であり、単純に対象行政文書の量が膨大であり、開示期限を60日に延長し、その期間内に開示請求への対応をすることが通常業務に支障が生ずるため、やむを得ず特例延長としたものです。

【会 長】 承知しました。令和4年度と比較して、非開示の件数自体が減少し、一見してとてもよいことと感じましたが、これは制度が変わった等の特別の事情があったわけではないということでしょうか。

【事 務 局】 そのとおりです。行政文書の開示請求は情報公開条例に基づき、原則開示ですが、非開示情報がある場合は当該部分について非開示という形で運用しており、この間、情報公開条例の制度的な部分での変更はありませんでした。

【会 長】 ありがとうございます。委員の方々から追加で意見や質問はありますか。

【委 員】 資料2-1にあるとおり、文書不存在ということで非開示になっている案件があ

りますが、差し支えなければ具体的にどのような案件か教えていただけますか。

【事務局】 例えば行政文書については、令和6年1月から3月までの間に非開示決定となった案件はありませんでした。保有個人情報の開示請求については、不開示で文書不存在的のものがありませんでした。ご質問をいただいたので、先行して資料4を基にご説明いたします。

資料4の55番の案件で、印鑑登録証明書の発行履歴に対する保有個人情報の開示請求について、当該発行履歴が存在しないため、文書不存在的という形で不開示決定を行っています。

【委員】 わかりました。

[続いて、事務局より、令和6年1月から3月までの分及び令和5年度全体の保有個人情報の開示等の状況について、資料に基づき、開示請求以外の請求がなかったこと並びに請求件数及び請求に対する決定区分ごとの決定件数について説明を行った。その後、次のとおり質問があった。]

【会長】 ただいまの報告に関し、意見や質問はありますか。

【委員】 資料4の58番の会計年度任用職員の採用試験の結果について、2つ目のほうが一部開示となっています。参考までに教えていただきたいのですが、個人の氏名は文書に記載されていなかったのか、又は開示とされたのでしょうか。面接官の役職が不開示であるということは、職員の氏名は通常知り得ない情報だからということなのでしょうか。一部開示になっている根拠条文が、個人情報保護法第78条第1項第7号の地方公共団体の事務事業に関する情報となっていますが、これは単純に職員の採用試験ということで、第7号ハに該当するということでよいのでしょうか。

【事務局】 資料4の54番と58番との違いとして、まず、保有個人情報の開示請求であるため、開示請求者以外の受験された方の情報も一覧として掲載されていますが、その部分については、そもそも自身の保有個人情報には該当しないため、白抜き処理を行っています。例えば、受験者が10人いた中で、自身に関する情報が1列だけに記載されているのであれば、その1列のみを表示させるというような処理をしています。

本件開示請求の趣旨は、採用試験の結果として、受験者本人に対して、単なる合否はお知らせしていますが、採点の詳細について確認したいというものでした。そのため、点数の内訳については開示になります。一方で、面接官の役職については、個人情報保護法第78条第1項第7号の行政運営上支障がある情報に該当すると考えています。例えば、面接官の役職が開示されることが前提になってしまいますと、試験において公平な採点に支障を及ぼすおそれがあるということです。

採用試験に関する文書は、各所属で記載している事項が異なります。54番の案件は、58番の案件と異なり、面接官を特定するような情報が記載されていなかったため全部開示としています。

【委員】 承知しました。課によってそもそも取扱いが違い、対象となる文書に載っている情報が異なるため、結果として開示請求における取扱いが異なったということですね。

ね。該当条文については、試験に係る事項ということで、第7号ハと考えてよいのでしょうか。

【事務局】 第7号ハの該当性も考えましたが、どちらかというと第7号各号列記以外の部分中の「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」情報に当たるという整理をしています。

【委員】 承知しました。

[続いて、事務局より、令和6年1月から3月までの分及び令和5年度全体の特定死者情報の開示請求の状況について、資料に基づき、請求件数及び請求に対する決定区分ごとの決定件数について説明を行った。]

[その後、事務局より審査請求の状況について、資料に基づき、事案の概要、処理経過、情報公開・個人情報保護審査会への諮問に対する答申及び裁決の概要等について説明を行った。その後、次のとおり質問があった。]

【会長】 ただいま報告いただいた内容について、意見や質問はありますか。

【委員】 資料2-2の審査請求の欄の処理中1件というものが、こちらの資料6の案件ということでよいのでしょうか。

【事務局】 そのとおりです。

【委員】 わかりました。そうすると審査会は4回開催されているということですね。

【事務局】 そのとおりです。本件については、令和5年11月17日に審査会に諮問がなされ、令和5年11月27日、令和6年1月29日、3月19日、5月16日と開催されています。

【委員】 わかりました。なかなか難しい審議がされているようですね。よくわかりました。

(3) CIMコラムについて

[事務局より、令和6年2月以降のCIMコラムの掲載状況について、資料に基づき報告を行った。その後、CIMコラム掲載テーマ案について、資料に基づき説明を行い、その後次のとおり質問があった。]

【会長】 委員の皆様からCIMコラムのテーマについて、何かこういうのはどうかというような提案はありますか。

それでは私から、まずCIMコラムの掲載テーマの分野でいうと、「Ⅰ 健康・福祉」の分野に該当しますが、ケアリンピック武蔵野についてです。毎年、ケアリンピックを武蔵野市で実施していますが、過去のCIMコラムの掲載状況を見ますと、ケアリンピック武蔵野そのものを取り上げたテーマがなかったと思いますので、提案したいと思います。

2つ目が、おそらく「Ⅱ 子ども・教育」に入るかと思いますが、ヤングケアラーについてです。昨今、ヤングケアラーの話題が多く出ており、私が所属する大学でもヤングケアラーの問題を現代社会学科の教員が専門にしています。

3つ目が、「Ⅲ 平和・文化・市民生活」に関連して、新紙幣が発行となるにあたっての話や、それに伴う詐欺に関連するテーマが考えられると思います。

4つ目が、これも「Ⅲ 平和・文化・市民生活」に関連して、過去のC I Mコラムのテーマとして、ゲリラ豪雨から自分たちの身を守るというようなものがありましたが、最近はゲリラ豪雨という単語を使わず、線状降水帯という言い方になっているようです。そのため、線状降水帯から我が身を守る、というようなテーマのコラムがあってもよいかなと思います。あるいは、別の視点から「Ⅳ 緑・環境」に関連するものとして、下水処理と絡めても面白いかもしれないと思います。

5つ目は、「Ⅳ 緑・環境」に関連して、ふじみ衛生組合とのごみ処理の相互支援について、非常にマイナーな話ではあると思いますが、過去にクリーンセンターや最終処分場の話がC I Mコラムのテーマとなっているので、別の衛生組合とのごみ処理の相互支援と絡めて、最近のごみの処理状況等を踏まえて、コロナ禍を経てどのようなになっているのかについて、コラムを作成できればよいかなと思いました。

6つ目は、「Ⅵ 行・財政」に関連して、時期はずれてしまいましたが、公示地価と固定資産税について、今年が3年に一度実施される固定資産税の評価替えに関するものもテーマの1つとして考えられるかと思います。

皆様から意見等いただければと思いますが、いかがでしょうか。

【事務局】 ご提案いただいたテーマですが、ケアリンピックについては、C I Mコラムでの掲載はこれまでありません。ケアリンピックは、介護事業者の取組を紹介し、情報連携する場としてこのような場を設けており、取組としては珍しく、事務局としては面白いテーマだと考えています。

2つ目のヤングケアラーについては、対象を18歳未満の子どもとするのか、具体的にどのような困難に焦点を当てるのか等の検討すべきポイントはあるかと思います。例えば、忙しくてなかなか自分の時間が取れず、学業に支障をきたしているような場合や、家計が厳しいという生活困窮の観点等、色々な切り口があるかと思います。市のホームページ上では、子ども家庭支援センターが主な相談窓口として掲載されています。非常に注目を浴びているということからも、C I Mコラムのテーマとしてよいかなと思います。

3つ目の新紙幣と詐欺について、詐欺対策という意味では、先ほどの資料7の267番、平成27年12月15日号のC I Mコラムにおいて、「武蔵野市における振り込み詐欺対策」というテーマで記事化しています。詐欺については、犯罪であるため、警察でも広報しているところであり、市も協力して広報物を配布している実態もあるかと思います。そのため、テーマに係る所管がどこなのかという問題はあるかもしれませんが、あえて外す理由はないと思います。

4つ目の線状降水帯に関連して、ゲリラ豪雨については、平成21年5月15日号と平成27年6月15日号の2回掲載をしています。それを踏まえ、例えば線状降水帯と被害対策というようなテーマとして、家庭でできる対応という形の切り口があるように思いますし、また先ほど会長からもあったとおり、より広域的な意味での市の下水道対策というテーマで掲載ができるかどうか検討してみても面白いと思います。

いずれにしても、様々な切り口があると思いますので、現時点でテーマとして掲載が難しいという判断にはならないのではないのでしょうか。

5つ目のふじみ衛生組合との相互支援について、市役所の近くにクリーンセンターがありますが、市が管理するごみ処理施設の定期点検時等の際に、ごみ処理に支障をきたさないよう、ふじみ衛生組合という一部事務組合と相互協力により、円滑なごみ処理を継続するためのごみ処理相互支援の協定を締結しており、相互支援量は年間おおむね600トンということのようです。期間としては、5月及び2月にそれぞれ10日程度行っており、1日当たり30トン程度の搬入をそれぞれ行っており、個人的にも面白いテーマかと思います。

最後の6つ目、公示地価と固定資産税に関連して、税関係の記事としては、税金の納付方法としてペイジーを導入したことや、ふるさと納税をテーマとして掲載したことはある一方で、固定資産税について取り上げたことはないかと思います。固定資産税は本市の基幹税の1つであり、つい最近、今年の1月1日の地価公示について割と大々的に報道されたことから、市民にとっても関心事であることと思います。記事化するにあたって、どのような視点から行うかということはあるとしても、テーマとして検討の余地があると思います。

【事務局】 補足として、ケアリンピックについては例年11月に実施していますので、掲載のタイミングとしてはその前ぐらいがよいのではないのでしょうか。また、新紙幣と詐欺に関して、詐欺については、おそらく市報でも2か月に1回ぐらいの頻度で掲載して注意喚起をしていると思いますが、実態としてはどれだけ注意喚起をしても被害件数が減らないという認識があります。新紙幣が発行されるタイミングで、改めてC I Mコラムを通じて市民目線で注意喚起を行うということについては、一定の意味があることと考えています。

また、ふじみ衛生組合について、先ほど会長からごみ処理に関するお話がありましたが、市長がペットボトルの回収を増やすこと等を公約としており、現時点ではペットボトルの回収に限らず、プラスチックごみの回収等の見直しということが行われています。C I Mコラムの掲載時期については、その辺の見通しが立ってからの方が、周知としては効果的ではないかと考えています。

【会長】 他の委員から発言等がありますか。

【委員】 武蔵野公会堂の改修工事の話が進んでいると思うのですが、このことについて今まで何か掲載されたことはありますか。あるいは武蔵野公会堂に限らず、市内にある老朽化した建物の今後の改修予定等についてC I Mコラムのテーマとして掲載できるとは思いますがいかがでしょうか。

【事務局】 資料7の284番にあるとおり、平成29年5月15日号で「市の『公共施設等総合管理計画』について」という形で、公共施設の建て替え等について取り上げていると思います。また、359番の令和5年11月15日号で「下水道施設の老朽化対策」というテーマを取り上げたことはありますが、武蔵野公会堂をC I Mコラムとして掲載したことはありません。現在進行形で様々議論されていることもあり、一定程度市民向けに周知をしていくべき内容ではあるとは思いますが、どのようなタイミング

で、どの程度の情報を周知していくべきかという課題があると思います。現時点では、そのような内容も踏まえた掲載の是非についての判断基準は持ち合わせていませんが、タイムリーなテーマであるという点においては適切であると認識しています。

【会長】 テーマ案として、委員から提案いただいたもの、事務局からの提案も含めると、全部で11件挙がっていたかと思います。

掲載時期等を事務局に考えていただき、今後のC I Mコラムのテーマとしてできる限り掲載できる方向で検討していくということによろしいでしょうか。

[全委員からの同意あり]

【会長】 ありがとうございます。それではそのように進めていただければと思います。

(4) 旧個人情報保護審議会諮問事項の報告について

[事務局より、令和4年度まで旧個人情報保護審議会の諮問事項であって、現情報公開・個人情報保護審議会に報告することとなっている事項に関する具体的な報告案件3件について報告を行った。その後、次のとおり質問があった。]

【会長】 事務局からの報告について、質問や意見はありますか。

【委員】 まとめて報告いただいた内容について、順番に質問します。資料10-1の報告書の「キ 結合の相手先」として、システム名が記載されています。最後のページの資料を見ると、東京都教育庁も閲覧をするという内容が記載されています。

報告書の様式には、別に「第三者の閲覧防止」について記載する欄がありますが、資料10-2及び資料10-3の報告書と比較すると、資料10-2においては「キ 結合の相手先」としてサービス名・システム名が記載されており、資料10-3においては結合の相手先となる事業者の名称・サーバーが記載されています。

報告書の様式中の「キ 結合の相手先」として何を指定するかということについて、統一感があるほうがよいのではないのでしょうか。

また、資料10-1のオンライン結合において、実際に東京都教育庁も閲覧をするのかどうかを確認したいと思います。

【事務局】 1点目の結合の相手先の表記の統一性についてですが、ご指摘のとおりと考えますので、どのような形で統一的な表記をするか検討したいと思います。

2点目の東京都教育庁が閲覧をするかどうかについて、本事務事業は東京都が実施している東京都統一体力テストとして、武蔵野市の児童・生徒の状況について調査・回答することとなっているものです。概要図に記載のとおり、最終的には東京都として各市区町村の回答結果を集約し、東京都全体として、また市区町村ごとの調査結果になるものと思われます。委員のご指摘のとおり、東京都による閲覧は想定されていることから、そのような意味での第三者という視点では記載がされていません。様式中で想定している第三者は、いわゆる悪意のある第三者、外部からの

攻撃を行う第三者の閲覧防止等を想定しています。

そのような意味では、次回、「第三者の閲覧防止」の欄にご指摘いただいたような第三者も含めて記載するかどうかについて、何かお考えがありましたらご意見をいただければと思います。

【委員】 旧保護審諮問事項実施報告書については、あくまでも審議会に報告いただくべき事項であり、改正された個人情報保護法下においては諮問ができないということかと思えます。個人情報の取扱いにおいて、電子計算組織へのオンライン結合に関しては、改正法では廃止された武蔵野市個人情報保護条例下のときのような縛りはなくなりました。

いずれにしても、表記に統一性があった方がよいということ、結果として個人情報がどの範囲まで到達するのかということ、オンライン結合の形態がクラウドやインターネットを使用すると詳細がわかりにくく一体化してしまうと思われるため、そのような観点から個人情報がどの範囲まで通信されるのかということが記載上わかったほうがよいのではないかと感じました。様式の記載方法について検討されるようであれば、そのような観点からも検討するのがより望ましいのではないのでしょうか。

他の2件についても同じような見地から、資料10-2については、事務事業自体が共同企業体との包括業務委託契約において、特定のクラウドストレージサービスを利用されるということになると、同じように当該サービス名の記載だけでよいのかということが気になりました。質問ですが、この下水道施設長期包括業務委託は令和6年度から新しく実施されるのか、それとも以前からこのような形態で委託をされていたものなのでしょうか。

【事務局】 長期包括業務委託については、令和6年度からと認識しています。

【委員】 承知しました。そうすると新たに実施される事業ということで、このようなクラウド型のサービスを使用するという前提で考えると、報告様式は第6号様式だけでよいということでしょうか。そうであるとすると、先ほど申し上げた第三者の閲覧防止という欄もあるので、「結合の相手先」の表記については統一感があったほうがよいということになるかと思えます。

それとは別に、資料10-2において、「2 個人情報の安全管理措置」という欄の中に受注者側の対策を記載する欄がありますが、受注者側のセキュリティポリシーに基づき適切な処理を行うというような記載が散見されます。「廃棄等」では、受注者側で適切な処理を行うと記載があるのですが、以前に新たな個人情報保護制度に関する資料として、「『個人情報の安全管理措置』の各項目に記載する内容（着眼点）」をいただいています。その資料において、「廃棄等」における着眼点として、委託先が消去・廃棄を確実にしていることを確認することとしているのかどうか、確認している場合はどのように確認しているか記載するということが言及されています。このような内容から、セキュリティポリシーを確認されたうえで委託されているとは思いますが、実態としてはいかがでしょうか。また、そもそも適切な処理とはどういうものかという疑問が生じたので、教えていただけれ

ばと思います。

【事務局】 所管課において、事業者側での各対策について確認をしたうえで委託契約をしていると認識していますが、適切な処理とは何かということについてはご指摘のとおりかと思いますので、先ほどの結合の相手先の標記の統一のことも含め、もう少し具体的な表記とするよう検討したいと思います。

【委員】 それでは、そのように検討いただければと思います。資料10－3についてですが、「事務事業の目的」の欄にいくつか記載されています。目的外利用は原則としてできないことからしても、利用目的はできる限り特定する必要があるかと思います。これについて、「学校風土を科学的に評価し、児童・生徒のメンタルヘルスの維持・向上及び学校経営の支援を図る」ということが記載されていますが、具体的にどのように使われるのか、本当に目的が明確になっているのかという観点で、個人的にはどうなのかと思ったところです。

また、個人のアンケート結果について「伝えてもよい」と回答した児童・生徒についてのみ、結果の報告が学校にも添付されるということですが、その判断は児童・生徒が子どもであることから、実質的には親がするということで理解するしかないように思いますが、そういうことでよいのでしょうか。

【事務局】 あくまで当該児童・生徒が無記名方式でアンケートを回答するという形になっているため、小学校1年生・2年生が十分に理解して回答しているかはわかりませんが、伝えてもよいという判断も当該児童・生徒本人が行う運用であると事務局としては認識しています。

【委員】 承知しました。一番気になったのは、出席番号は回答することになっている一方で、結果報告に添付されるのは学年・組・性別と回答内容のみということであり、出席番号まではわからないのかどうかははっきりとはわかりませんでした。その点については、小学生の子が伝えてもよいとすると、学校に個人が特定されるような形式で結果が報告されるという対応で果たして問題が本当はないのかどうかということになるかと思います。

いずれにしても、諮問を受ける立場ではないため、報告においてどのような事務事業なのか気になったという観点から、個人的な意見としてお伝えします。

【事務局】 ありがとうございます。

【会長】 他の委員の方々はいかがでしょう。

【委員】 私も委員が指摘等された点について、同じことを考えていたということだけ付言させていただきたいと思います。一応、無記名によるアンケートではありながら出席番号を記載しなければならず、学校側に伝えるか伝えないかは子どもの意思次第ではある一方、出席番号と照らせば学校側がその個人を特定できるということまで子ども自身が理解できるような画面構成になっているのか、またそのような内容まで伝えただけで児童・生徒個人の意思確認ができているのかということが気になりました。

【事務局】 先ほどの各委員からの意見について、あくまで諮問ではないということは当然認識したうえで、所管課に対し、本審議会に報告をした際に先ほどのとおり意見があ

ったということで、対応については確認し、次回この件については再度報告という形で対応したいと思います。

【会 長】 よろしくお願ひします。重要な点であると私も思いますので、ぜひ所管課に意見があった旨をお伝えいただければと思います。

【事務局】 承知しました。

【会 長】 よろしくお願ひします。

【委員】 文書で回答を伝えてもよいと回答した児童・生徒の結果だけはファイルで添付されるが、回答しなかった児童・生徒の分は添付されないのかが、文章から読み取り切れませんでした。出席番号を書けば、必ず個人の回答結果が学校側に行くということの意味として、クラスごとの結果は出るが、個人の回答自体は出席番号と紐づく形としては行かないという文章に読み取れました。

あと、学校風土調査という名称は面白い名前だなと感じました。資料中には、いじめに関する調査を集計するというような内容があり、クラスや学校の強みや弱み、果たして統計的手法を用いて把握できるのかよくわからないのですが、そのような形ではなく、また違った手法で漏れなく捕捉していくということもあるように思いました。

【事務局】 まず、1点目の個人のアンケート結果について、事務局としての認識という前提ではありますが、この学校風土調査自体が無記名アンケートという性質であり、事務事業の目的について、学校全体、学年・クラス単位で、要はどういう状況なのかということを経済データとして可視化するというプログラムになっています。基本的には、個人特定性はない形でのフィードバックを前提としており、一人ひとりのアンケート結果については、無記名であったとしても、その結果のフィードバックは行わないというのが原則的な運用です。伝えてもよいという考え方についてどうかということについては、各委員からご指摘いただいたとおりではありますが、現状の運用としては、伝えてもよいと回答した児童・生徒の結果のみ、個人としての報告が結果報告に添付されるという仕組みと認識しています。

調査内容としての学校風土という言葉の意味することや、具体的にこの学校風土調査で何をしたいかというところまでは事務局として把握し切れていない部分もあります。しかし、場合によっては、学校全体、学年・クラス単位での、雰囲気・居心地の良し悪しによっては、いじめにつながるというような因果関係があるかどうか等、何かいじめにつながるようなことがあったかということが項目として挙がっていると捉えています。

この調査自体が最終的にどのような活用を考えているのかまでは把握しきれませんが、このような形で学校、学年、学級運営をするにあたって、日々の教員の指導やクラス運営の中で行っていることを補うために、このような統計的なデータ等も一助にするような形で、まずは試験的な運用を考えているのではないかと事務局としては感じた次第です。

【委員】 ありがとうございます。先ほど委員からいじめの調査に関連性があるのではという意見がありましたが、確かに最終ページのシステム構成図等を見ると、いじめ調

査アンケートサイトという言葉があったりしますので、そういうこともあるのかなという感想を持っています。ただ、いじめの調査自体は基礎自治体で、小学校単位で件数などの把握はされていたとすると、単にいじめ件数の調査だけではなく、プラスアルファの事業目的があるという気はしています。目的の明確化という観点から、一体どのようなアンケートで何をするのかについては興味があるところです。これも意見ですので参考にいただければと思います。

【会 長】 ありがとうございます。他の委員はいかがでしょうか。最後に色々と議論いただいた点については、次回改めて報告いただけるということですので、その際に事務局より教えていただければと思います。

(5) その他

〔次回の開催日について、令和6年9月下旬から10月下旬までを目途に開催することとし、メール等で改めて日程調整することとした（その後、令和6年11月5日（火）午後1時30分からハイブリッド形式で開催することとした。）〕

以上